

## 議員視察報告書

赤穂市議会議長 土遠 孝昌 様

議員氏名	<u>前田 尚志</u>
〃	<u>榊 悠太</u>
〃	<u>中谷 行夫</u>
〃	<u>土遠 孝昌</u>

下記のとおり、行政視察に参加しましたので、報告します。

### 記

- 1 実施日 令和6年1月29日（月）～令和6年1月31日（水）  
（3日間）
- 2 視察場所及び項目
  - (1) エコパークかごしま（1月29日（月）13:00～14:30）
    - ①エコパークかごしまについて
  - (2) 熊本県山鹿市（1月30日（火）10:00～11:30）
    - ①学校の適正配置の経緯と効果・課題について
    - ②議会運営全般について
  - (3) 佐賀県唐津市（1月31日（水）10:00～11:30）
    - ①下水道の整備状況（更新）について
    - ②議会運営全般について

# 赤穂市議会赤諒会視察報告

エコパークかごしま（1月29日（月）13：00～14：30）

## 【視察目的】

赤穂市西有年地区と福浦地区に計画されている、産業廃棄物最終処分場建設計画は、本市における重要な課題である。市民の会を中心に反対運動を展開する中、公共関与による安心・安全な産業廃棄物最終処分場について知見を深め、今後の活動に活かすことを目的に視察を実施した。

## 【取組内容】

### 1 エコパークかごしまについて

#### （1）エコパークかごしま開設の経緯

鹿児島県では、管理型最終処分場が平成3年以降県内に一箇所もない状況が続き、その整備は県政の重要な課題の一つとなっていた。このため、県及び県環境整備公社では、慎重に候補地の選定を行い、平成19年5月アクセス条件に優れていることや、法令による規制が少ないこと、窪地という形状であったことなどから薩摩川内市、永野地区の採石場跡地を選定した。そして、平成19年8月から1年間かけて実施した地質調査等の立地可能性調査の結果、産業廃棄物管理型最終処分場の立地が可能であるとして、平成20年9月整備地として決定した。その後、基本設計や実施設計などを行った上で、平成23年7月に整備工事に着手。平成26年12月に完成し、平成27年7月公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまがオープンした。

#### （2）エコパークかごしまの概要

エコパークかごしまは、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場として、全国でもモデルとなる安心・安全な処分場を実現するため、二重の遮水シートや水密アスファルトコンクリート、ベントナイト混合土や自己修復材を組み合わせた多重の遮水機能など、様々な最先端の技術を導入するとともに、埋め立て地全面を屋根で覆うクローズドシステムを採用している。この覆蓋施設は、東京ドームとほぼ同じ大きさであり、建築面積はおよそ44,000㎡。屋根付きの産業廃棄物管理型最終処分場としては、国内最大規模である。

クローズドシステムの産業廃棄物管理型最終処分場は、従来のものに比べ次のような優れた点がある。①処分場全体が屋根で覆われていることにより、雨水が埋め立て地内に入らず、廃棄物を安定化させるために必要な散水が、天候に関係なく適正な量に調整できるため、有機物の分解を促進することができる。②匂いが外部に広がったり、埋め立てた廃棄物が風で飛ばされたりすることがなくなる。③埋め立てた廃棄物が外から見えないことで、景観上も良好なものとなる。④浸出水の処理水を施設外へ放流せず、処分場で循環利用することとしており、周辺環境へ影響を与えないよう、十分に配慮した施設となっている。

エコパークかごしまで受け入れることができる産業廃棄物は、主に燃え殻、汚泥などで、以下の表のとおりである。

産業廃棄物の種類	処理料金 (1トン当たり)
鋤さい、がれき類、13号廃棄物	18,000円
燃え殻、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	19,000円
汚泥	20,000円
ばいじん	21,000円
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物	22,000円
廃プラスチック類	25,000円

### (3) 廃棄物処理等の手順

廃棄物の埋め立て処分を委託したい事業者は、エコパークかごしまを運営する鹿児島県環境整備公社に処理委託を申し込む。公社による事前の書類審査や立ち入り調査、サンプル分析を行い、受け入れ基準に適合していることを確認して、廃棄物処理委託契約を締結することで廃棄物の受け入れが可能になる。

廃棄物の受け入れ基準は、原則として、鹿児島県内で排出されたものであること、2種類以上の廃棄物が混在していないことのほか、9項目を定め、それに加え、受け入れる種類に応じて、個別基準を設けている。搬入車両の運転手には、事前に講習会を受講してもらい、搬入、運搬方法など処分上の流れを理解してもらうことになっている。スムーズな廃棄物の搬入を行うため、廃棄物の搬入は予約制となっている。搬入する運転手には、事前に指定された搬入路を通行していただき、交通法令を遵守し、安全に十分配慮するようお願いしている。計量棟では、廃棄物の計量、受け入れ基準に適合しているかの書類審査、目視検査、抜取検査を行う。搬入時には、搬入予約表、マニフェスト、ICカード及び講習会修了証を計量棟の受付窓口に提出していただきます。また、目視検査や抜取検査の結果、予約内容やマニフェストの記載内容と異なっている場合には、受け入れができない。

搬入物が受け入れ基準に適合していることが確認された後に、車両は展開検査場に入場し荷下ろしを行い、異物等がないか、搬入物を検査する。必要に応じて、ここでも抜き取り検査を実施する。

搬入にあたっては、各段階で設定した検査を行うことにより、基準に適合した廃棄物を受け入れることとしている。受け入れ基準に適合した廃棄物は、埋め立て地内に運ばれ、あらかじめ計画した区画で埋め立てが行われます。荷下ろしが終わり、退場する車両は、タイヤ等に付着した廃棄物を場外に持ち出さないよう、洗車設備で洗浄を行い、退場する。

### (4) 主な施設・設備

管理型最終処分場の要ともいえる遮水工は、地下水の汚染を防止するために、二重の遮水シートに加えて、水密アスファルトコンクリート、自己修復剤、ベントナイト混合土を用いた法律上の基準を上回る多重の遮水構造を構築しており、浸出水が外部に漏れ出さな

いようになっている。また、電気式漏水検知システムにより、遮水シートの異常の有無を毎日確認している。万が一遮水シートが損傷した場合でも、速やかに損傷位置をピンポイントで特定でき、修復が可能である。

埋め立てられた廃棄物層の中では、各種微生物によって有機物が分解される。散水により微生物分解を促進するとともに、有機物や重金属類、塩類の洗い出しを行う。散水は、宿内施設内に設置した19箇所のレインガンや3台の散水台車により行う。

浸出水は、埋立地底面部に設置した浸出水集廃水管に集められ、浸出水処理施設で処理を行い、汚染物質を除去する。浸出水処理施設では、浸出水からカルシウムや有機物、重金属類、塩化物等を除去するために、凝集処理や微生物処理のほか、砂ろ過処理や活性炭処理、キレート処理、脱塩処理など、高度な処理を組み合わせを行い、浸出水は排水基準を満たすまで処理し、場内の散水に循環利用する。

このほか、エコパークかごしまを安心・安全な最終処分場として維持・管理していくために、様々なモニタリングを実施している。管理棟には各施設管理を集中的に行う中央監視装置が配置されている。点検用通路は、地下水及び浸出水の性質を職員が直接目視で監視・点検することができるように設けられており、また処分場の上流側と下流側に観測井戸を設置し、定期的に水質検査を実施している。

#### (5) その他安全対策

地元の関係自治会や学識経験者、薩摩川内市民の委員で構成される安全監視委員会では、周辺環境対策、運営時の搬入、維持管理などについて調査・検討が行われており、そのご意見等を踏まえて施設の運営を行っている。また、廃棄物処理法等の関係法令や地元の環境保全協定に基づき、水質・大気質・騒音・振動・悪臭等の環境モニタリングを実施するとともに、その結果をホームページ等に公開している。鹿児島県の循環型社会の形成、地域産業の振興を図るためには、廃棄物を適正に処理することのできる産業廃棄物管理型最終処分場は欠くことのできないものである。安心・安全を第一とした施設の運営に努めていく。

#### 【 所 感 】

○エコパークかごしまは、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場として、約97億円の事業費をかけて、平成27年1月にオープンした。事業主体は、公益財団法人鹿児島県環境整備公社が行っている。場所は、砕石を行っていた私有地で、窪地の特性を活用し、埋立地を屋根で覆った全国でもモデルとなりうる管理型処分場である。屋根の面積は約44,000㎡で東京ドームと同程度であり、廃棄物の埋立容量は約600,000㎡、埋立面積は40,700㎡、埋立期間は15年間とされている。

廃棄物搬入時は、目視検査、抜取検査、展開検査を行い、搬出時にはタイヤ洗浄を行うなど、周囲に与える影響を極力抑える方法が執られていた。

埋立時に使う遮水シートを見せてもらったが、薄いゴムのようなもので、敷設するときはシワやねじれが起こらないようにすることが重要との説明を受けた。遮水シートの破損による漏水検知のため、測定電極が埋められており、それが反応した場合は、重機や人力

でそこを掘削して遮水シートを修復することとしているとのことだが、そのような事案は発生していないとの説明を受けた。

浸出水処理も徹底しており、処理水は河川へ放流せず、処分場内の散水に循環利用されていた。

タクシーでエコパークかごしまへ行く道中、タクシー運転手から建設にあたっては地元から反対運動があったことを聞かされた。現地に降り立つと異臭を感じたが、少し経てば気にはならなくなった。処分場内に入り説明を受けているときは、産業廃棄物を埋め立てているのに、異臭は特に感じなかった。

エコパークかごしまのように、多くの手間暇と多額の経費を伴う管理型処分場を、民間企業が同等の内容で行うとは考えにくく、まして密閉型の管理型産業廃棄物最終処分場の建設は難しいと考える。産業廃棄物最終処分場建設は、国が主導して行い、運営は民間委託にせよ行政がしっかり関与して行なっていくべきと強く感じた。

○公益財団法人鹿児島県環境整備公社として、公共関与による最新技術を導入した安全性の高い施設整備と維持管理を担っていることで、二重の安全性を確保した施設整備と廃棄物の受入基準が徹底されている。

廃棄物に触れた浸出水に含まれる汚濁物質を除去し、浸出水による環境への影響を防止するため、処理水は河川へ放流せず、処分場内の散水に循環利用されており、また、埋立て完了後に浸出水の安定を図るため、受入基準を厳しくすることは理解できる。

民間の場合、施設整備の段階から採算性を考慮した計画になるのは企業として当然であることから、最低限の安全性を確保することになると考える。

将来的にも公共関与することで、県の責任において維持管理できるが、民間となると多額の負債を抱えてまで維持管理することは考え難く、産業廃棄物の処分については行政が責任を持って実施すべきと改めて感じた。

○鹿児島県内に管理型産業廃棄物処分場が、無かった為に県外へ出していたが、鹿児島県環境整備公社を設立し、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設を行っている。

建設にあたり採石場跡地を活用しており処分場については、全面屋根を覆い周りも全面的に雨水等が入らないようになっており、また処分場内部においては2重の遮水シート及び水密アスファルトコンクリートに加え、遮水シートの保護材にベントナイト混合土を用いた難透水槽を採用することにより、遮水シートの保護とともに多重の遮水機能を備えた構造で、漏水対策が取られていました。

廃棄物についても分別し処分しており、その後廃棄物に散水してその散水した水については非常に厳しい水処理をして外部に出ないようにしてリサイクルを行っていた。

処分場内の異臭気もほとんどなく、非常に管理された産業廃棄物管理型最終処分場であった。

○可能な限り安全に配慮した処理施設であると感じた。それ故に処理費等の収入で建設費や維持管理費をペイできるかは、わからないとの説明があったが、安全・安心を確保のためにはやむを得ないと感じた。

利益優先の民間事業者では、覆蓋施設を設けるなど、費用を要する安全対策は実施してもらうことはできない可能性が高く、過去の産業廃棄物に関する事件を見ると、民間事業者での事業実施は様々な面で不安が残る。民間事業者が責任を持って事業を実施する覚悟であったとしても、急な経営の悪化等、責任を果たしたくても果たせない状況に陥る可能性もある。

産業廃棄物最終処分場が世の中に必要なことは理解しているが、将来に亘って長期的な責任が伴う事業においては、公共関与での実施が望ましいと感じた。

赤穂市の豊かな自然、命の水を守るためどのような方策があるか今後も検討を継続していきたい。

【説明者等】

公益財団法人鹿児島県環境整備公社	エコパークかごしま	事務局次長	郡山 研
公益財団法人鹿児島県環境整備公社	エコパークかごしま	業務課長	赤崎 昭一
公益財団法人鹿児島県環境整備公社	エコパークかごしま	主査	野村 大師

【視察目的】

少子化が進展し、社会情勢が変化していく中、学校教育も適正な在り方を検討する必要がある。子どもたちにとって何が最善かを主眼に置きつつ先進事例や地域の実情、財政面でのメリットデメリットなどを調査し、多角的な検討が必要である。

山鹿市では、先進的に学校の適正配置を実施しており、その経緯と効果・課題及び廃校となった地域の実情等を調査するため視察を行った。

【取組内容】

1 学校の適正配置の経緯と効果・課題について

（1）適正配置の経緯

平成17年1月に1市4町が合併して現在の山鹿市になっている。全国的な少子化傾向が続く中、中山間部を中心に児童生徒数の減少があり、その結果、複式学級の発生や小規模校の増加が見られた。山鹿市の教育委員会では、学校または学級の小規模化が児童生徒や教職員を含め教育環境に大きな影響を及ぼすことを考慮し、これに対応するため平成19年3月に市民代表からなる山鹿市小中学校規模適正化等協議会を設置した。

協議会からは、適正な学校規模が必要であること、また従来の地域コミュニティを尊重した適正な配置を行うこと、保護者や地域住民の理解を得る必要があること等提言があった。

提言を受け、平成21年1月に第1次山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画を策定、平成27年3月には第2次計画を策定し、学校再編に取り組んできた。

計画の基本方針としては、

- ①複式学級の解消
  - ②旧市町等を単位とする地域コミュニティを尊重し、原則1小学校・1中学校の枠組みを考慮
  - ③遠距離通学対策の実施
  - ④統合後の施設の有効かつ効果的な整備
- の4項目を掲げている。

令和4年度が計画の最終年度となっており、4年度を終えた5年度の4月には、小学校が8校、中学校が5校になっている。（計画当初は小学校20校、中学校6校）

（2）複式学級の解消

山鹿市では、複式学級は平成18年度から発生しはじめ、令和2年度までで7校あったが、令和5年4月には全て解消している。

（3）地域コミュニティの尊重

当初の計画では統合される予定のなかった学校の統合や統合予定の学校が土砂災害特別警戒区域に指定されていたことから、予定外の小学校と統合されることになる等、計画の変更もあった。計画の変更については、様々な声もあったが地域住民や保護者にも丁寧に

説明を行い、理解をいただいた。

#### (4) 遠距離通学対策

学校規模の適正化を図る中で生じる遠距離通学の課題については、スクールバスを中心とした通学対策を実施している。義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法施行令で、通学距離は、小学校にあつては概ね4キロメートル、中学校にあつては概ね6キロメートルとされており、それ以上の通学距離の児童生徒を対象としている。

地域の実情や通学時の安全性を考慮して、スクールバスでの通学のほか、タクシーや自転車を利用することができる。

スクールバスについては、市が購入し、運行面については、民間のバス会社に委託している。

#### (5) 統合後の施設の利活用

統合後の施設の整備については、既存施設の調査を行った上で必要に応じて建て替え、改築、リフォームする等の改修工事を行っている。

廃校施設の利活用状況については、廃校となった13校のうち10校は、社会教育施設やコミュニティセンター、また保育所、お試し暮らし住宅など、何らかの形で利活用されている(資料4)。

数校はまだ廃校地として残っているほか、利活用できていない分校や寄宿舎も存在するが、これらについては、地理的な条件や境界確定作業が困難なこともあり売却や活用に至っていない。

#### (6) 廃校が実施された地域の状況

廃校となった地区の状況については、学校が存在していたことが前提となっていた地域行事などに少なからず支障が出たとは考えている。また、過去に地域から跡地活用の申し出があったものの、高齢化により活用や管理の目処がたたないことから、話が流れてしまったこともある。一方児童生徒にとっては、友達が増えて学校が楽しくなった等ポジティブな意見を耳にする。

#### (7) 廃校に係る補助金適正化法の影響

廃校に係る補助金適正化法との関係については、補助金を利用して建築した建物を売却または有料で貸し付ける場合、建物の残存価格のうち補助金を充当した部分は、返納すべきというルールがある。これについては、学校施設整備基金を設置し積立を行うことで返納を免れることができるため、山鹿市では、概ね年500万円程積み立てている。

#### (8) 廃校による経費削減効果

経費の削減効果については、大まかに見積もると、光熱水費、維持管理費など1校あたり年間約1,000万円のランニングコストがかかるため、この費用を26校のまま継続していたとするとトータルで約8億円は効果があったのではないかと考えている。(スクールバス

などの新たにかかった費用は計算に入れていない)

## 2 議会運営全般について

資料配布のみ

### 【 所 感 】

○山鹿市の学校の適正配置は、児童生徒数の著しい減少傾向にあるなか、複式学級の解消を最優先に進められた。

平成17年1月に1市4町で合併した現在の山鹿市は、平成19年3月に「山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会」が設置され、平成20年3月に当協議会から小中学校適正化に関する提言を受けた。

一部の地域で、統合に反対する住民から、適正化を進めるにあたって支出された経費の使い方に対し住民監査請求が出され、請求却下後、訴訟が行われたことがあったとのことである。

令和5年4月には、合併時20小学校があったものが8小学校に、6中学校が5中学校に統合された。学校規模は小学校で119人から798人、中学校で57人から705人と差はあるものの、統廃合については一応の取組は終わったとのことである。廃校となった学校施設については、公募売却などの譲渡、無償譲渡、貸付等などを行っており、補助金等適正化法との関係については、国の廃校施設などの有効活用を促進するため処分手続きの簡素化が図られており、山鹿市では校舎施設の残存価格分を学校施設整備基金に積み立てていた。

統廃合にあたっては、遠距離通学児童生徒の足の確保のため、マイクロバスなど19台を順次購入し、その運行を民間委託するとともに、タクシーの借り上げも行うなど、遠距離通学児童生徒の足の確保に努められている。

統廃合の経費面での削減効果としては、平均して1校あたり約1,000万円のランニングコストがかかっており、26校のままなら約8億円余分にかかっていたとのことである。しかし、マイクロバスの購入費用として19台分、約1億5,870万円、スクールバスやタクシーの運行委託費や燃料費など年間7,900万円ほどがかかっているとのことであり、削減効果については微妙である。

廃校となった地区では、地域行事に支障が出たり、高齢化が進みコミュニティが続けられないマイナス面がある反面、子どもたちには友だちが増えたなどネガティブな声は聞かないとのことであった。

山鹿市の場合、統廃合の話は行政側から出したそうで、丁寧に説明して理解を求めていくしかなかったとのことである。

本市で、今後、行政から学校規模適正化を進めていく場合、子どものことを第一に考えるのはもちろんであるが、対象地区には丁寧に説明して、理解を求めていくしかないと思った。

○全国的な少子化が続く中、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画の根拠は、複式学級の発生や1学年1学級といった小規模校、20人に満たない小規模学級が増加している現状を踏まえ、児童生徒の学校における人間関係や教職員の配置問題、教育環境の面において、様々な影響を及ぼすことが考えられることから学校再編に取り組まれていた。

小規模校による少人数学級を重要視もする赤穂市との根本的な違いは、教育委員会から児童生徒の教育環境を鑑みて、制度上ではなく複式学級を解消することを目的に規模適正化基本計画を策定している。

また、学校再編の中で小規模特認校制度を導入し、小中一貫教育実践校など特色のある教育方針により、山鹿市の子どもであれば誰もが通えることができる学校を開設している。

教育方針に地域性による違いがあるが、行政、学校、地域の考えも重要であるが、児童生徒にとって最善の教育環境を考慮する必要があると感じた。

○山鹿市においては、平成の市町村合併を行い、合併直後は小学校 20 校・中学校 6 校あったが、平成 19 年に小・中学校規模適正化と協議会（市民代表）が設置され、平成 21 年規模適正化等協議会の提言を受け「山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画（平成 20 年度～平成 26 年度）」策定を行った。計画を基に平成 25 年に小学校の統合を行ない 20 校から 17 校に統廃合した。さらに平成 27 年に「山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画第 2 次計画（27 年度～平成 31 年度）」の策定を行い、平成 28 年度に小学校を 15 校に、平成 29 年には小学校を 12 校まで統廃合し、中学校は 6 校から 5 校にして、さらに令和 2 年度から小学校 10 校にし、その後令和 5 年度においては小学校 8 校に中学校 5 校まで統廃合を行っていた。

山鹿市においては、6 回の統廃合を行ってきたが、その時々で地元の人々と行政側と何回も綿密に協議を行って課題解決に取り組んでいた。

協議の中でやはり大きな課題となったのは、子どもたちの学校への通学手段をどのように確保するかという課題であった。子供たちの通学に関しては遠距離通学については、通学距離の設定を決めてスクールバス・タクシー等を採用して行っていた。

今後は本市でも今以上に生徒数の減少が進めば、統廃合どのような対応して行くか考える必要性を感じた。

○子ども達にとってどのような教育環境が望ましいのか、答えの出しづらい問題である。赤穂市の教育委員会では、少人数学級による一人一人に手厚い教育が望ましいとしている。その一方山鹿市では、一定以上の人数の中で社会性を身に付ける教育が望ましいとし学校の適正配置を推進した。

これについては、両者にメリットデメリットがあり、答えの出ない問題である。しかし、社会情勢は変化し、少子化も進行している上、赤穂市においては財政状況も厳しい状況にある。

結論ありきで進めるべきとは思わないが、「子ども達のために」を前提とした上で適正配置について、検討はするべきだと思う。検討を進めた結果、仮に財政的な余裕ができるのであれば、それを新たな子ども支援に活用するなどの方策も考えられる。

検討すらない姿勢は、将来の選択肢や可能性を狭めるのではないだろうか。

#### 【説明者等】

山鹿市議会事務局 局長 小山 天

山鹿市議会事務局 主任 山中 徳子

山鹿市議会事務局 一法師 由臣

山鹿市教育委員会教育部 首席審議員兼社会教育主事 園田 正尚

山鹿市教育委員会教育部 教育総務課 課長 永田

## 佐賀県 唐津市（1月31日（水）10:00～11:30）

### 【視察目的】

赤穂市の下水道は、昭和56年の供用開始以来40年超が経過し、汚水処理施設やポンプ設備は経年劣化が進んでいる。今後、市民生活に支障の無いよう、適切に維持管理及び更新をしていく必要がある。

唐津市は、下水道の供用開始時期が赤穂市と近い（昭和58年）ため、参考となる取組みや下水道の整備・更新状況等を調査するため視察を行った。

### 【取組内容】

#### 1 下水道の整備状況（更新）について

##### （1）唐津市の概要

唐津市は、佐賀県の西北部に位置している。平成17年1月に1市6町2村が合併し現在の唐津市が誕生した。人口116,323人、世帯数51,100世帯、面積487.60km<sup>2</sup>である。（令和4年度末現在）

##### （2）地形・整備手法・処理人口や能力の特徴

唐津市は、変化に富んだ地形を有していることから、集落が市内各地に点在している。また、7つの有人離島を有していることが特徴である。

下水道整備手法の特徴としては、以下のとおり。

- ①唐津湾に面した市街地は、公共下水道で整備。
- ②狭隘な平地の集落は、農漁業集落排水事業で整備。
- ③有人の7離島は、7箇所の漁業集落排水事業と1か所の小規模集合で整備。
- ④下水道整備を進捗した結果、36か所の処理区、32か所の処理場を有する。
- ⑤集合処理で整備できない箇所は、市設置型浄化槽事業で整備。

処理人口や能力の特徴としては、以下のとおり。

- ①公共に33,000m<sup>3</sup>/日の処理場はあるが、その他は1,250m<sup>3</sup>から4,900m<sup>3</sup>/日。
  - ②集落排水事業の全部が2,000人以下の処理人口で、20処理区が500人以下。
  - ③離島8処理区の多くは300人以下の処理人口で、最低は17人。
- 非常に小規模な処理場を多く有していることが特徴である。

##### （3）下水道管路の新規整備について

厳木、牧瀬、中島、広瀬地区において、新規整備を計画している。住民説明会の実施やアンケート等を経て、そのうち広瀬地区を浄化槽区域に変更するなど、地域の実情に応じて事業を推進しているところである。新規整備については、令和10年度に完了予定。

##### （4）下水道管路の更新事業について

唐津市で最も古い下水道管路は、昭和58年度に供用開始した唐津処理区の管路である。下水道管渠の総延長は、約632kmであり耐用年数は50年である。管渠総延長のうち、50年以上経過した管はなく、40年以上経過した管延長は約10km、30年以上経過した管延長は約100kmある。

下水道長寿命化制度については、平成 26 年度に長寿命化計画を策定し、国土交通省九州地方整備局に提出している。平成 27 年度に管更新工事实施設計を行い、平成 28 年から 29 年度にかけて管更新工事を実施している。

下水道ストックマネジメント計画については、平成 29 年度に策定し、同じく国土交通省九州地方整備局に提出している。令和 3 年度には、下水道ストックマネジメント実施方針（汚水管路）を策定し、令和 5 年度から 6 年度にかけて、実施方針に基づき汚水管路の調査診断業務を実施中である。

点検調査計画については、施設を重要度に応じて、最重要施設、重要施設、一般施設に区分し、以下の表のとおり点検頻度を設定している。

	人孔箇所数 (箇所)	延長 (m)	点検頻度	年あたり 点検数量 (箇所)	年あたり 事業費 (千円)
最重要施設	475	1,191.1	5年に1回	95	1,900
重要施設	3,912	173,919.2	15年に1回	260	5,200
一般施設	20,221	457,524.8	25年に1回	809	16,180
合計	24,608	632,635.1		1,164	23,280

管渠の調査項目については、管の腐食、上下方向のたるみ、管の破損、管のクラック、継手ズレ、侵入水、取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着等の項目がある。

マンホールふたの調査項目については、設置基準による判定として、耐荷重種類別の設置状況、浮上防止機能、転落防止機能を、損傷劣化による判定として、外観、がたつき、表面摩耗、腐食、機能の作動等を調査項目として掲げている。

## 2 議会運営全般について

### 資料配布のみ

#### 【 所 感 】

○唐津市の下水道事業は、昭和 53 年度から着手され、令和 4 年度末の整備状況は、人口比率で 92.7%となっている。市街地は公共下水道で、狭隘な平地の集落は農漁業集落排水事業で、有人の 7 離島は漁業集落排水事業で整備を進め、面積が 487.6 km<sup>2</sup>と広大な市域で 36 箇所の処理区、32 箇所の処理場を有している。令和 8 年度までに、佐賀県の目標である汚水処理人口普及率 95%以上の達成に向けて、今も整備が進められている。

公共下水道汚水管路は、総延長約 632 km あり、うち 30 年以上経過したものが約 110 km と 17%を占めている。その更新事業については、平成 29 年度から始まった補助率 50%の下水道ストックマネジメント制度を利用して行っている。令和 3 年度に管路更新事業の実施方針を策定し、令和 5 年度及び 6 年度において汚水管路の調査診断業務を実施中である。点検調査は、硫化水素が発生しやすく腐食するおそれが大きい施設など、点検

の重要度に応じて管路を3つに区分して行っており、本格的な更新工事はこれからとのことである。

下水道使用料については、5年に一度定期的に見直されてはいるものの、下水道事業会計は赤字であり、また、下水道施設課職員22人のうち、技術職員は16人いるものの、採用には苦慮されていることなど、経営状況や職員採用など本市同様、地方都市共通の問題があると感じた。

本市で今後とも持続可能な下水道事業を行うには、管路更新費用などの原資を確保するため、経費の見直しは当然必要であるが、段階的に下水道使用料を引き上げていかざるをえないのではないかと思った。

○唐津市の下水道管路更新事業のきっかけは、平成25年9月に管路の閉塞が発生し、その原因が硫化水素ガスによりヒューム管が腐食し、破損したことで、以降、管路を重要度によって最重要施設、重要施設、一般施設の三つに区分し、点検頻度を設定している。

最重要施設は硫化水素が発生しやすく腐食するおそれが大きい施設とし、5年に1回以上の点検が行われている。

重要施設は幹線道路、軌道、河川を横断する施設、緊急輸送道路に埋設された施設、防災拠点と終末処理場を結ぶ施設として、管渠の劣化状況を予測するため、ワイブル分布方式により点検頻度を決定している。

管路の損傷は市民生活に大きな影響を与えるが、調査、更新には多額の費用が必要となるため、費用対効果を問われるが、計画的な点検による更新整備が必要と感じた。

○唐津市において本市と同様40年以上経過している管渠が、10kmあり目安耐用年数50年以下であるが、平成25年に汚水管渠閉塞事故が発生したため、下水道長寿命化制度として平成27年に長寿命化計画の提出をし、その後管渠更新工事实施設計をして2か年かけて管更新工事が行なわれていた。

また、下水道ストックマネジメント制度として平成30年に下水道ストックマネジメント計画を提出し、令和3年に下水道ストックマネジメント実施方針の策定をして、令和5～6年度に実施方針に基づき汚水管路の調査診断業務を実施中で、異常箇所が見つければその後更新計画を立て実施していきたいとの事であった。

本市においても今後、早急に計画を立てて管路調査を行う必要性を感じた。

○唐津市は、赤穂市の4倍近い面積と有人離島を有するなど、その変化に富んだ地形から下水道などのインフラ整備の難易度が高く、維持管理には一定の費用を要するようであった。下水道事業会計自体は赤字とのことであるが、一般会計からの繰り入れがあるとのことであった。今後唐津市においても耐用年数を超える管が増えていく状況ではあるが、赤穂市のように財政的な余裕のなさからの焦りは、あまり感じなかった。

計画的な調査、点検を実施しており、市民生活に支障を出さないよう取り組んでいるように感じた。

#### 【説明者等】

唐津市議会事務局	副局長	青木 敦美
唐津市議会事務局	議事調査係	円城寺 俊克
唐津市上下水道局	次長兼下水道施設課長	松本 俊隆
唐津市上下水道局	下水道施設課工務係	副課長兼工務係長 下尾 秀樹
唐津市上下水道局	下水道施設課	計画係長 平川 博紹